

事業用自動車総合安全プラン2009  
～講すべき施策の進捗状況～

[別表]

## 講すべき施策の進捗状況

◎は重点施策としてプラン2009本文にも掲載

| 今後取り組むべき課題                             | 施 策   | 実施の目途  | 施策の位置付け |             |         |           |           | 進 捗 状 況(平成22年3月30日現在)   | △   |           |
|--|---|--------|---------|-------------|---------|-----------|-----------|---|---|-----------|
|  |   |        | 安全体質の確立 | コンプライアンスの徹底 | 飲酒運転の根絶 | IT・新技術の活用 | 道路交通環境の改善 |   |   |           |
| 1. 安全マネジメント<br><br>(1)評価対象の中小規模事業者への拡大 | 【国土交通省】<br>安全マネジメントの評価の対象を(安全統括管理者等の義務付け対象外である)中小規模事業者にも拡大。<br>この場合、以下のような公共性の高い事業者及び安全性のレベルが低い(社会的に影響の大きい事故を惹起した等)事業者から優先的に実施。<br>・乗合事業者で、乗合車両を100両以上保有する事業者<br>・専ら都市間の移動を目的とした運行を行う高速バス及びツアーバス事業者<br>・第一当死亡事故を惹起した事業者<br>・危険物運搬車両による大量漏えい事故を惹起した事業者 | 年内     | ◎       |             |         |           |           | 【国土交通省】<br>自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施要領の改正(平成21年10月16日施行) (別添:資料1)<br>○安全マネジメントの評価対象の拡大<br>・次の事業者について安全マネジメント評価を行うこととする。<br>①乗合バス 100両以上<br>②都市間を結ぶ高速バス及び高速ツアーバスの事業者<br>③第1当事者の死亡事故を引き起こした事業者<br>④危険物の大量漏洩事故を引き起こした事業者<br>○第一当事者事故惹起等事業者(上記③及び④)に対する運輸安全マネジメント評価実施要領を制定(平成22年3月19日施行)。  | ※赤字は、平成21年10月28日(前回のフォローアップ会議)以降に実施されたもの。 | 1.<br>(1) |
| (2)NASVA等の活用                           | 【国土交通省、(独)自動車事故対策機構(NASVA)】<br>安全マネジメント評価に当たって、NASVA等を活用。   | 年内     | ○       |             |         |           |           | ○第三者機関による安全マネジメント評価の実施<br>・第三者機関(安全マネジメントについての知識経験を有する職員が相当数いる等の要件に該当する者)も安全マネジメント評価をすることとし、その場合には、国が行った評価と同等に扱う。<br>・平成21年10月26日、NASVAを第三者機関として認定。<br>・平成22年3月、4法人より第三者機関の認定申請。  |   | (2)       |
| (3)安全マネジメント講習                          | 【事業者団体】<br>安全マネジメントを浸透させるための講習会を、定期的(例 半期毎等)に実施。<br>また、NASVAの実施する安全マネジメント講習等の受講費用に対する助成を拡充。   | 1~2年以内 | ◎       |             |         |           |           | 【(社)日本バス協会】<br>平成21年10月16日発出された「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」を受け、地方バス協会に対し、新たな評価対象事業者及び受講希望事業者等を対象として、運輸局と連携して各地方ブロック(運輸局単位)毎に運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着のための講習を平成21年度中に開催するよう要請し、この結果、各地方ブロックでの講習会については実施済み(一部ブロックについては調整中の段階)。<br>なお、来年度以降は、全事業者を対象とした講習会を開催する。<br><br>【(社)全国乗用自動車連合会】<br>平成21年9月に策定した「ハイ・タク事業における総合安全プラン2009」において、1~2年以内に各県協会が事業者を対象に安全マネジメントを浸透させるための講習会を定期的に実施することを盛り込み、既に13協会で講習会を開催している。<br>また、各地方運輸局において開催される運輸安全セミナーの積極的受講について各県協会を通じて傘下会員事業者に促した。<br>更に、本年3月5日に開催をした全タク連交通安全委員会において国土交通省担当官を招聘して運輸安全マネジメントに関する研修を実施した。<br><br>【(社)全日本トラック協会】<br>○トラック協会主催による安全マネジメント講習会を実施し、運輸安全マネジメントの普及及び浸透に努める。(重点対策)<br>○NASVAの実施する安全マネジメント講習の受講費用に対する助成の検討。<br>○安全マネジメントの取組を容易に行えるよう、中小事業者向けの安全マネジメントの導入事例集、視聴覚教材を作成中。(重点対策)<br>○平成21年11月12日付け文書にて「トラック事業における総合安全プラン2009」について各都道府県トラック協会に通知。<br>○平成22年3月18日開催の第82回通常総会で上記プランの実施について承認。 |   | (3)       |

|                                       |   |        |   |   |  |   |     |
|---------------------------------------|---|--------|---|---|--|---|-----|
| (4) 中小規模事業者向け手引の作成                    | <p><b>【事業者団体】</b><br/>中小規模事業者が安全マネジメントの取組を容易に行えるよう、業態ごとのわかりやすい手引を作成。</p>  | 1~2年以内 | ◎ |   |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施要領の改正(平成21年10月16日施行)<br/>○事業者向け安全マネジメント手引の改訂<br/>・安全管理規程等義務付け事業者、準大規模事業者(車両が概ね100両以上又は営業所が2以上)、中小規模事業者(車両数が概ね100両未満かつ営業所が1)の事業規模別にわかりやすく、具体的な取組例を入れて改訂。</p>   | (4) |
| (5) 事業者団体職員等に対する研修                    | <p><b>【国土交通省】</b><br/>事業者団体の職員等に対し、安全マネジメントについて、国土交通大学校における研修、国土交通省職員を派遣しての研修等を実施。</p>  | 21年度から | ○ |   |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>・平成21年度から国土交通大学校柏研修センターで実施される運輸安全マネジメント評価研修(大臣官房運輸安全監理官室主催)にNASVA職員が参加。<br/>・<b>第三者機関認定希望5法人からの研修依頼により、運輸安全マネジメント評価研修の実施(平成22年2月(10名)、3月(11名))。</b></p>   | (5) |
| (6) 下請事業者と一体となつた安全管理体制の構築             | <p><b>【国土交通省】</b><br/>「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」及び「モデル安全管理規程」に以下の内容を追加。<br/>・下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行わない旨を下請基準等に盛り込むこと。<br/>・下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者に対する安全マネジメント体制構築について要請、指導、確認すること。<br/>等</p> <p><b>【国土交通省】</b><br/>安全マネジメント評価において、当該企業が下請事業者に対し、上記取組を行えているかを評価の対象に追加。</p>          | 年内     | ○ |   |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施要領の改正(平成21年10月16日施行)<br/>○トラック事業者が下請事業者を利用する場合は、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行わないこととすることを「手引」に明記。<br/>○下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導すべきことを「手引」に明記。</p> <p>○貨物自動車運送事業者の評価に当たっては、当該企業が上記取組を行っているかについても、評価の際、確認するものとする。</p>   | (6) |
| (7) 安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与 | <p><b>【国土交通省】</b><br/>安全マネジメント評価の結果、安全マネジメント体制が整っていると認められる自動車運送事業者に対しては、監査周期を延長。</p> <p><b>【貨物自動車運送適正化事業実施機関】</b><br/>安全マネジメント体制が整っていることをトラック事業者のGマーク認定の評価項目の中に組み込み、重点的な配点を実施。</p> <p><b>【国土交通省】</b><br/>各モードの優良評価制度との整合性を図りつつ、安全マネジメント評価の結果が優良な事業者に対し、事業者名の公表及び行政手続上の優遇措置等を講ずることを検討。</p> | 年内     | ○ |   |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施要領の改正(平成21年10月16日施行)<br/>○自動車運送事業・運輸安全マネジメントの取組等に対するインセンティブ<br/>・地方運輸局は、国土交通省又は第三者機関のマネジメント評価を受けた事業者については、マネジメント評価の内容に応じて、長期未監査を理由とする巡回監査及び呼</p> <p><b>【貨物自動車運送適正化事業実施機関】</b><br/>従来、Gマーク認定において、運輸安全マネジメントの取組については、申請事業所の希望により選択することができる項目(選択項目)。20年度申請事業所の中で運輸安全マネジメントを選択した事業所は約4%)であったところ、平成21年度申請から、評価項目「I 安全性に対する法令の遵守状況」(合計25項目40点満点で32点以上が認定のために必要)における必須項目の一つ(配点は最高点(3点)。過労防止に配慮した運行管理、輸送の安全確保に必要な指導監督といった重要項目と同等の重み付け)として盛り込んだ。</p> | (7) |
| 2. 運行管理制度                             | <p><b>【国土交通省】</b><br/>運行管理者が運転者に対して、「指導・監督指針」(告示)に従って実効性のある指導・監督を行えるよう、指導・監督マニュアルを作成。</p>   | 21年度内  | ○ |   |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/><b>各業態の運行管理者向けの指導監督マニュアルを公表予定(平成22年4月下旬)。</b></p>   | 2.  |
| (1) 運転者に対する指導・監督内容の明確化                | <p><b>【国土交通省】</b><br/>省令を改正し、運行管理者が運転者に対して行う指導・監督の実施の記録及び当該記録の保存を義務付け。</p>  | 21年夏   |   | ○ |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>関係省令及び告示を改正し、運行管理者が運転者に対して行う指導・監督の実施の記録及び当該記録の保存を義務付け(平成21年10月1日施行)。 <b>(別添:資料2)</b></p>  | (1) |
| (2) 指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け              |   |        |   |   |  |   | (2) |

|                              |   |                       |   |   |   |   |     |
|------------------------------|---|-----------------------|---|---|---|---|-----|
| (3)上級講習(仮称)                  | 【NASVA等の講習実施機関】<br>・運行管理者の更なるスキルアップのため、以下の内容をカリキュラムとする実践的な運行管理者講習(上級講習(仮称))の実施を検討。<br>・映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等の新技術の運行管理への活用。<br>・運行管理者が、適性診断に基づき適切な指導を行うための指導方法。<br>等   | 1~2年以内                | ○ |   | ○ | 【NASVA】<br>○平成19年度より運行管理者のスキルアップのため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等に特化した「安全マネジメント支援ツール講習」を実施している。<br>○平成21年度は、本講習用テキストに、運行管理者自らが危険予知トレーニングシートを作成するためのマニュアルを掲載し、講習を実施した。<br>○今後は本講習を上級講習(仮称)と位置づけ、運行管理者の更なるスキルアップのために、平成22年度の安全マネジメント支援ツール講習用テキストとして、映像記録型ドライブレコーダーに録画された自社のヒヤリハット又は事故映像を用いて運行管理者自らが再発防止対策を策定するためのマニュアルを作成中。 | (3) |
| (4)運行管理者試験における出題等の見直し        | 【(財)運行管理者試験センター】<br>運行管理者試験について、より効果的に実務上の知識及び能力を問うことができるよう、出題及び配点を見直し。   | 21年度見直し<br>22年度試験より実施 | ○ |   |   | 【(財)運行管理者試験センター】<br>○運行管理者試験について、運行管理者の業務におけるより実務上の知識及び能力を問う問題を出題するとともに、実務上の知識及び能力に係る項目については、責任点を1点から2点へ引き上げることとし、平成22年度の第1回試験(8月)から実施。<br>・平成22年3月29日、(財)運行管理者試験センターにてプレス発表がされたところ。<br>(別添:資料3)  | (4) |
| (5)運行管理者の補助者の権限等の明確化         | 【国土交通省】<br>運行管理者の補助者の権限等に関し、以下の点を明確化するため、関係通達を改正。<br>・補助者が行う業務については、運行管理者の指揮命令の下で行われるべきものであり、補助者が点呼を行った際、特異事案が発生した場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否に關し指示を仰ぐべきこと。<br>・補助者が行った業務の責任は運行管理者にあり、法令違反等が確認された場合には、運行管理者が運行管理者資格者証の返納等の処分を受けること。  | 21年夏                  | ○ |   |   | 【国土交通省】<br>運行管理者の補助者の責務等について明確化するため、現在、関係省令及び関係通達を改正作業中。パブリックコメント実施済み(平成22年4月予定)。(別添:資料4)   | (5) |
| (6)点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け | 【国土交通省】<br>飲酒運転の根絶のため、以下のとおり省令・通達を改正。<br>・点呼(出庫時、帰庫時及び出先等で対面点呼が行えない場合を含むすべての点呼)に当たっては、アルコールチェッカーを用いて、乗務員の酒気帯びの有無を確認し、記録しなければならないこと。<br>・アルコールチェッカーが反応した場合は、乗務を禁止しなければならないこと。<br>・出先等で対面点呼が行えない場合には、乗務員にアルコールチェッカーを携行させなければならないこと。 | 21年度内に改正<br>改正1年後施行   |   | ◎ |   | 【国土交通省】<br>アルコールチェッカーの使用の義務付け等をするため、現在、関係省令及び関係通達を改正作業中。パブリックコメント実施済み(平成22年4月予定)。(別添:資料4)   | (6) |

|  |  |               |        |   |   |      |
|--|--|---------------|--------|---|---|------|
| (7)運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育              | 【NASVA等の講習実施機関】<br>運転者に対する飲酒運転防止の指導を充実させるため、関係機関と協力して、アルコールに関する専門的な教育を、運行管理者講習等で実施。  | 22年度から        | ○      |   | 【NASVA】<br>○指導講習におけるアルコール専門教育を行う講師を育成するために、NPO法人ASKの飲酒運転防止インストラクター養成講座に全国のNASVA支所職員54名を受講させ、うち17名が飲酒運転防止インストラクターとして認定された。(残りの37名についても、飲酒運転防止インストラクターとして認定される見込み)。<br>○平成22年度の基礎講習、一般講習及び特別講習のテキストに、NPO法人ASKが執筆した「今ドライバーに必須のアルコール教育」を掲載。DVD「知って得する!アルコールの基礎知識」(ASK制作)の放映とあわせ、平成22年度の各講習でアルコール専門教育を実施。<br>○「交通安全アクション2009」、「交通安全運動」等のあらゆる機会をとらえ、飲酒運転撲滅のためのPR活動を行っている。 | (7)  |
| (8)運行記録計の義務付けの拡大                           | 【国土交通省】<br>・タクシー事業:平成18年の運行記録計の義務付け指定地域拡大後における事故、過労運転等の発生状況等を踏まえつつ、さらなる地域の拡大について検討。<br>・トラック事業:現在、運行記録計の義務付けの対象外とされている自動車のうち、長距離運転が常態化しやすいと考えられるもの(例 車両総重量7t以上8t未満のトラック)について、義務付けの拡大を検討。<br><br>【国土交通省】<br>過労防止以外の観点(安全対策・環境対策等)から運行記録計の必要性、活用方策について検討し、これを踏まえ義務付け範囲の拡大について検討。 | 1~2年以内<br>中長期 | ◎<br>○ |   | 【国土交通省】<br>運行記録計の義務化の拡大に向けた検討を行う予定(平成22年度)。   | (8)  |
| (9)映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化 | 【国土交通省】<br>映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計、GPS-AVMといったIT機器を活用し、安全対策・環境対策の推進、経営の効率化等、運行管理の高度化を一体的に進めるため、機器の仕様の作成、導入インセンティブの付与等更なる普及方策について、必要な検討を実施。   | 1~2年以内        | ◎      | ◎ | 【国土交通省】<br>○自動車運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダー活用マニュアルを公表した(平成21年10月30日)。(別添:資料5)<br>○自動車運送事業者による映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計の導入を支援する補助制度を創設(平成22年度)。(事故防止対策支援推進事業6.8億円の内数) (別添:資料6)   | (9)  |
| (10)IT点呼に係る要件の拡大                           | 【国土交通省】<br>新たなIT点呼実施の実証実験結果を踏まえ、IT点呼実施に係る要件拡大を検討。  | 1~2年以内        |        | ○ | 【国土交通省】<br>遠隔地点呼の高度化のための調査を実施予定(平成22年度)。  | (10) |

|  |  |       |   |  |  |  |           |
|--|--|-------|---|--|--|--|-----------|
| 3. 事故情報の活用充実<br><br>(1) 業界全体での事故情報の共有      | <p><b>【国土交通省】</b><br/>業界全体で事故情報を共有化するため、以下の情報を発信するメールマガジン「自動車安全(仮称)」を創設。<br/>・重大事故の発生状況等(事故速報に基づくもの)<br/>・「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において行う、社会的に影響の大きい重大事故の要因分析結果等</p>   | 速やかに  | ◎ |  |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>○平成21年6月3日からメールマガジン「事業用自動車安全通信」において、重大事故等の発生状況、その原因と考えられる不適切な運行管理等の情報等を発信。(別添:資料7)<br/>現在(3/26)、第42号を発信しており、登録者数が3,210人。(前回のフローアップ会議以降、909人増加)<br/>○平成20年度「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、平成20年に発生した事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施し、報告書をとりまとめ公表した(平成21年6月3日)。(別添:資料8)<br/>○平成21年度「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、平成21年に発生した事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故16件の要因分析を実施し、報告書の公表に向け取りまとめ中。<br/>○平成21年3月16日及び同年9月20日、静岡県の東名高速道路にて発生したバス火災事故に関し、調査小委員会を立ち上げ、現在、調査、検討中。(別添:資料9)</p> | 3.<br>(1) |
| (2) 事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し                    | <p><b>【国土交通省】</b><br/>「自動車事故報告規則」(省令)を以下のとおり改正。<br/>・事故速報の報告範囲の拡大<br/>・事故速報の報告時期の迅速化</p>   | 21年夏  | ○ |  |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>関係省令及び関係通達を改正し、事故速報等の報告範囲の拡大、事故速報の報告時期の迅速化を図った(平成21年12月1日施行)。(別添:資料10)</p>   | (2)       |
| 4. 運転者対策の充実・強化<br><br>(1) 運転者の健康管理に係る指針の作成 | <p><b>【国土交通省】</b><br/>運転者に多い疾病、運行管理上の観点から把握すべき症状、それらが運行に及ぼす影響等を医学的な見地から調査・分析。<br/>これに基づき、健康状態に応じた乗務可否の判断の基準等を示した指針(ガイドライン)を作成。<br/>また、当該ガイドラインにおいて、健康診断で異常が認められた乗務員に対し、再検査の受診結果の提示を求めるべきこと等を明確化。</p> <p><b>【国土交通省】</b><br/>事業者団体等を通じて、上記ガイドラインの徹底及びフォローアップを実施。</p> | 21年度内 | ○ |  |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>○平成21年度「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、「事業用自動車の運転者に係る健康管理マニュアル(仮称)」を作成すべく下記の事項等について検討中。<br/>・定期健康診断結果等に基づく運転者の健康状態の把握<br/>・運転者の健康状態を踏まえた点呼等における運転者の乗務に係る判断及び対応(平成22年5月頃目途)</p>   | 4.<br>(1) |

|                                 |   |        |   |   |   |  |     |
|---------------------------------|---|--------|---|---|---|--|-----|
| (2)事故歴等の把握                      | <p><b>【国土交通省】</b><br/>新規採用運転者の指導・監督に関して、以下のとおり告示・通達を改正。<br/>・運転者として新たに採用する者については、採用時に運転記録証明書や無事故無違反証明書を確認し、過去の事故及び違反歴を把握した上で、それに応じた指導を徹底すべきこと。<br/>・自動車運送事業に係る事故歴を把握した場合には、適性診断(特定診断)を確実に受診させること。</p> | 21年夏   | ○ | ○ |   | <p><b>【国土交通省】</b><br/>関係告示等を改正し、自動車運送事業者は、新たに運転者を雇い入れた場合には、当該運転者の過去の事故歴を把握することとし、必要となる特別な指導及び適性診断を確実に受けさせるものとした(平成21年10月1日施行)。(別添:資料2)</p> | (2) |
| 5. 荷主等の発注者への対策                  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>自動車運送事業者が惹起した重大事故及び法令違反に関する発注者の関与が認められた場合には、当該発注者の名称等を公表することとするよう、通達改正等により必要な措置を実施。</p>   | 年内     | ◎ |   | <p><b>【国土交通省】</b><br/>○国土交通省の公開方針に基づき、荷主等に行政処分や社会的影響の大きい行政指導を行った場合には、ネガティブ情報としての公表を行う。(別添:資料11)</p>   | 5.   |     |
| 6. 事後チェック機能の充実・強化<br>(1)監査要員の増員 | <p><b>【国土交通省】</b><br/>平成21年度において、監査要員を28人増員とともに、引き続き監査要員の増員を図り、監査体制の強化を推進。</p>  | 継続     | ◎ |   | <p><b>【国土交通省】</b><br/>平成22年度、監査要員を<b>23人</b>増員。(別添:資料12)</p>  | 6.<br>(1)  |     |
| (2)効率的な監査の実施                    | <p><b>【国土交通省】</b><br/>監査の効率化を図るため、臨店監査(特別監査を除く。)の実施に当たっての重点項目を監査端緒ごとに明確化。</p>   | 21年夏   | ○ |   | <p><b>【国土交通省】</b><br/>巡回監査、呼出監査において、監査端緒に応じて監査を実施すべき重点事項を例示した通達を発出(平成21年10月22日)。<br/>例)バス火災事故を端緒とする監査にあっては、点検整備の実施状況等</p>   | (2)  |     |
| (3)連携する民間団体職員に対する研修             | <p><b>【国土交通省・タクシーセンター】</b><br/>タクシー事業について、東京地域においても、タクシーセンターからの街頭指導等の情報に基づく監査を実施。<br/>さらに、東京、大阪地域以外においてタクシー業務適正化事業実施機関が指定された場合には、当該地域においても実施を検討。</p>  | 1~2年以内 | ○ |   | <p><b>【国土交通省・東京タクシーセンター】</b><br/>○効率的な監査の実施のためのタクシーセンターとの連携策の検討<br/>・平成21年7月、本省、関東運輸局、東京タクシーセンターの関係者において、検討会の立ち上げを決定。<br/>・平成21年10月第1回、平成21年12月第2回、平成22年3月第3回検討会及び作業部会を開催し、連携策の具体的運用について検討。<br/>・平成22年4月に検討会を開催し、最終報告を取りまとめる予定。</p> | (3)  |     |
|                                 | <p><b>【国土交通省】</b><br/>貨物自動車運送適正化事業実施機関等、監査と連携する民間団体の職員の巡回指導等の資質向上のため、当該職員に対し、国土交通大学校における研修、国土交通省職員を派遣しての研修等を実施。</p>   | 21年度から | ○ |   | <p><b>【国土交通省】</b><br/>平成21年度より、国土交通大学校における自動車監査業務[基礎]研修に、貨物自動車運送適正化事業実施機関及びNASVAの職員が参加。</p>   |  |     |

|                   |   |      |     |  |     |     |
|-------------------|---|------|-----|--|-----|-----|
| (4)監査における関係省庁間の連携 | 【国土交通省】<br>労働局との合同監査・監督の充実を図るため、厚生労働省との間で監査方針を統一。   | 21年夏 | ◎   | 【国土交通省】<br>○厚生労働省との打合せ(平成21年11月)を経て、自動車運送事業者に対する労働基準監督機関との合同監査・監督の実施にあたって留意すべき事項についての通達を発出(平成21年12月22日施行)。(別添:資料13)  | (4) |     |
| (5)行政処分対象の拡大      | 【国土交通省】<br>以下の場合について、道路運送法等に基づく行政処分の対象に追加。<br>・旅客、貨物両事業について、最低賃金法に違反している場合<br>・旅客事業について、社会保険等未加入である場合                             | 年内   | ◎   | 【国土交通省】<br>○次のとおり処分基準を改正(平成21年10月1日施行) (別添:資料14)<br>○最低賃金法違反に対する処分基準を創設(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)<br>一部の支払い<br>初違反10日車 再違反30日車<br>全てへの支払い<br>初違反30日車 再違反90日車<br><br>○社会保険等未加入に対する処分基準<br>・(旅客自動車運送事業)処分基準の創設<br>一部未加入 初違反10日車 再違反30日車<br>全部未加入 初違反30日車 再違反90日車<br>・(貨物自動車運送事業)処分基準の強化<br>一部未加入 初違反警告 → 10日車<br>再違反20日車 → 30日車<br>全部未加入 初違反20日車 → 30日車<br>再違反60日車 → 90日車<br><br>○飲酒運転等に対する処分基準を強化<br>・処分日車数の強化<br>初違反 80日車 → 100日車<br>再違反240日車 → 300日車<br>・飲酒運転を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長 7日 → 14日<br>・飲酒運転等+重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長 3日 → 7日<br>・飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合、即時事業停止処分(3日)を創設 | (5) |     |
| (6)処分基準の強化        | 【国土交通省】<br>飲酒運転が行われた場合には、他の悪質違反の場合に比し、より重い行政処分を課すことができるよう、処分基準を強化。<br><br>【国土交通省】<br>その他、法令違反等の実態を踏まえ、労働関係・社会保険関係の法令違反を含め処分基準を強化。 | 年内   | ◎ ◎ | 年内   | ◎   | (6) |

|                              |   |        |   |  |  |     |
|------------------------------|---|--------|---|--|--|-----|
| (7) 処分逃れの防止                  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>処分逃れ対策として、以下のとおり処分基準の改正等を実施。<br/>・監査対象営業所の配置車両数を他の営業所に移した場合は、移した先の営業所に対しても行政処分を実施。<br/>・処分対象事業者が車両、運転者、荷主(トラックの場合)等を一体としてグループ会社、休眠会社等に移している場合等、処分対象事業者と車両移転先事業者との間に事業の継続性及び同一性が認められるものについて、営業譲渡が行われたものとして、車両移動先事業者に対しても、行政処分を実施、違反点数を承継。<br/>また、必要な場合には、処分逃れをした事業者及びその経営者等を道路運送法等の違反容疑で刑事告発を実施。</p> <p><b>【国土交通省】</b><br/>タクシー事業者に対する行政処分について、法令違反に基づく処分量定に、遊休車両数に応じた使用停止処分を加算することにより処分の実効性を確保。</p> | 年内     | ◎ |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>次のとおり処分基準を改正(平成21年10月1日施行) <a href="#">(別添:資料14)</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○処分の実効性の確保1           <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合<br/>→ 当該他の営業所にも行政処分を行う。</li> <li>・違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社へ事業譲渡(認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。)を行った場合<br/>→ 承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施<br/>承継事業者、譲渡先事業者にも違反点数を承継</li> </ul> </li> <li>○処分の実効性の確保2(一般乗用旅客自動車運送事業)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車等の使用停止処分において、遊休車両分について付加的に使用停止処分を行う。</li> </ul> </li> </ul> | (7) |
| (8) 貨物事業許可基準未満の事業者に対する集中的な監査 | <p><b>【国土交通省】</b><br/>貨物事業許可基準(5両)未満の車両数の事業者に対して、優先的、集中的に監査を実施。</p>   | 年内     | ○ |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>貨物事業許可基準(5両)未満の車両数の事業者に対し、平成21年6月の1ヶ月間を重点監査月間として、優先的、集中的に監査を実施。<br/>なお、監査を実施した1,018社中、741社(72.8%)に法令違反が確認された。<br/><a href="#">(別添:資料15)</a></p>  | (8) |
| 7. 車両の安全対策                   | <p><b>【国土交通省】</b><br/>内閣府の行う常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究・各種検証の結果を踏まえ、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針(案)を最終化。</p> <p><b>【国土交通省】</b><br/>呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針に基づき、適合品をユーザーが容易に識別できるよう、装置の認定制度の創設等を行い、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の普及を促進。</p> <p><b>【国土交通省】</b><br/>手の汗に含まれるアルコールを検知し飲酒運転を防止する等の新たな技術開発を促進。</p>   | 21年度   | ○ |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>&lt;呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置&gt;<br/>平成20年度から平成21年度にかけて内閣府において実施された「常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究」において、呼気吹き込み式のアルコール・インターロック装置を用いた実証実験を実施するとともに、その活用方策についての検討が行われ、装置の装着により一定程度の飲酒運転の抑止効果が期待されることが示された。一方で、装置の信頼性や使用者の負担が大きい等の課題も明らかとなっており、この結果を踏まえ、技術指針(案)の最終化、装置の認定制度の創設等を行う予定。</p>  | 7.  |
| (1) アルコール・インターロック装置の普及       |   | 22年度中  | ◎ |  |  | (1) |
|                              |   | 22年度から | ◎ |  |  |     |
|                              |   | 21年度から | ○ |  | <p><b>【国土交通省】</b><br/>&lt;呼気吹き込み式以外のアルコール・インターロック装置&gt;<br/>○平成21年度から呼気吹き込み式以外の新たな飲酒運転防止技術(手の汗、臭気センサーによる検知等)の実用化のための研究調査等を開始。<br/>○平成21年9月より<b>3ヶ月間</b>、(株)トヨタ自動車が新たに開発した呼気吹きかけ式アルコール・インターロックを運送事業者のトラックや自動車交通局長車に試験的に装着して<b>実証実験を実施した</b>ところであり、今後その結果を踏まえ上記調査を進める。<br/><a href="#">(別添:資料16)</a></p>   |     |

|                      |   |        |  |   |  |     |
|----------------------|---|--------|--|---|--|-----|
| (2)衝突被害軽減ブレーキの普及促進   | <p><b>【国土交通省】</b><br/>以下のとおり、大型車の衝突被害軽減ブレーキの普及を促進。<br/>・衝突被害軽減ブレーキの補助制度を継続・拡充。<br/>・新車への装着義務化について検討。<br/>・税制優遇措置の検討及び任意保険の保険料率への反映に向けた検討を実施。</p>  | 継続     |  | ◎ | <p><b>【国土交通省】</b><br/>○衝突被害軽減ブレーキの補助対象となる事業用自動車について、従前のトラック(8トン以上)に加え、バスを追加(平成22年度)。(事故防止対策支援推進事業6.8億円の内数) (別添:資料6)<br/>○WP29(国連自動車基準調和世界フォーラム)において、衝突被害軽減ブレーキ基準の早期成立に向けて検討が進められており、日本は基準案提案国として主導的に国際調和活動を推進中。<br/>○ASV推進検討会において、任意保険の保険料率への反映に向けた検討を実施中。</p> | (2) |
| (3)新たな予防安全技術の普及促進    | <p><b>【国土交通省】</b><br/>大型車のEVSC(電子式車両姿勢制御装置)の基準化・義務化のため、事故削減効果等の調査を行い、その普及を促進。</p>   | 21年度から |  | ◎ | <p><b>【国土交通省】</b><br/>○EVSCの性能試験の実施方法等について調査を実施し、その結果を踏まえ基準化・義務化に向けて検討中。<br/>○先進安全自動車(ASV)普及促進事業の補助対象として、従前の衝突被害軽減ブレーキに加え、車両横滑り時制御力・駆動力制御装置(EVSC等)、ふらつき警報等を追加(平成22年度)。(事故防止対策支援推進事業6.8億円の内数) (別添:資料6)</p>  | (3) |
|                      | <p><b>【国土交通省】</b><br/>先進安全自動車(ASV)推進計画に基づき、産学官連携の下、広報活動等を通して実用化されているASV技術の普及を促進。</p>  | 継続     |  | ◎ | <p><b>【国土交通省】</b><br/>○ASV推進検討会において、以下について検討中。<br/>・自律検知型運転支援システムの本格普及<br/>・通信利用型運転支援システムの開発・実用化</p>   |     |
| (4)スピードリミッターの不正改造の防止 | <p><b>【国土交通省】</b><br/>スピードリミッターの不正改造防止のため、以下の対策を実施。<br/>・警察との連携を強化し、街頭検査、監査等を効率的に実施。<br/>・不正改造の実態を把握し、事例等を体系的に整理した、不正改造確認のためのマニュアルを作成。<br/>・上記マニュアルを活用し、不正改造を行ったと思われる改造施工者、自動車運送事業者に対する監査を実施。<br/>・不正改造等を検査するための施設の整備を検討。</p> | 継続     |  | ◎ | <p><b>【国土交通省】</b><br/>○警察庁、自動車製作者等の関係者と、スピードリミッター不正改造に關し、下記事項について検討中。<br/>・警察との連携の強化、街頭検査、監査等の効率的な実施<br/>・不正改造の事例等の実態把握<br/>・不正改造等の確認方法</p>  | (4) |
|                      | <p><b>【国土交通省】</b><br/>デジタル式運行記録計やOBD(On-board diagnosis:車載診断装置)を用いて不正改造履歴の記録が行えるよう、技術開発を行い、将来的には義務付ける等の対策を検討。</p>   | 21年度から |  | ○ | <p><b>【国土交通省】</b><br/>平成20年度にOBD検討会で指摘された、診断対象とする故障事象、OBDの仕様の統一化等の課題について、関係各者と調整中。</p>   |     |

|                                    |  |    |   |  |  |   |           |
|------------------------------------|--|----|---|--|--|---|-----------|
| 8. 整備の充実・強化<br><br>(1)車輪脱落事故等の再発防止 | 【国土交通省】<br>大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等により啓発を促進。                   | 年内 | ○ |  |  | 【国土交通省】<br>○自動車点検整備推進運動の実施要領及び実施細目により、以下の措置を実施。(平成21年7月22日発出)<br>・自動車点検整備推進運動において、大型車ユーザー及び運送事業者向けに事故事例等を掲載したチラシを作成し配付。<br>・大型車の重点点検の実施等。<br>○整備管理者研修において啓発を実施。<br>○(社)日本自動車工業会が新たに作成したリーフレット「新・ISOホイール取扱いガイド」を活用し、ISO方式ホイールの適切な点検整備等の実施について、大型自動車等の使用者に対し周知を図るよう地方運輸局へ通知(平成22年3月19日)。 (別添:資料17)                                      | 8.<br>(1) |
|                                    | 【国土交通省】<br>大型車の車輪脱落事故等、社会的影響の大きな車両故障事故が発生した場合の調査結果の取扱い手順を策定し、自動車運送事業者又は整備事業者に対する監査の実施等の再発防止策について明確化。 |    |   |  |  | 【国土交通省】<br>○監査方針細部取扱通達を改正(平成21年10月1日施行)し、以下の事業者を監査端緒として追加。 (別添:資料14)<br>・事業用自動車の車両火災事故(旅客自動車に限る。)又はホイールボルトの折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者。<br>・整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者。  |           |
|                                    | 【国土交通省】<br>ホイール取り付け方法について、ISO方式への一元化が進められる状況において、混在するJIS方式とISO方式それぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を徹底。           |    |   |  |  | 【国土交通省】<br>○「自動車の点検及び整備に関する手引」にJIS方式とISO方式それぞれにおける点検整備の方法を記載するとともに、(社)日本自動車工業会が作成したリーフレットやDVDを活用し、自動車点検整備推進運動等において啓発を実施。<br>○今後、大型車のホイール取り付け方法がISO方式に一元化されることから、引き続きJIS方式とISO方式それぞれの点検整備の方法について周知する。<br>○(社)日本自動車工業会が新たに作成したリーフレット「新・ISOホイール取扱いガイド」を活用し、ISO方式ホイールの適切な点検整備等の実施について、大型自動車等の使用者に対し周知を図るよう地方運輸局へ通知(平成22年3月19日)。 (別添:資料17) |           |

|  |   |        |   |  |  |  |           |
|--|---|--------|---|--|--|--|-----------|
| (2)整備管理の徹底   | 【国土交通省】<br>整備管理者研修等において、平成19年改正の整備管理者に係る新制度の周知徹底を図るとともに、点検整備実施率の向上、整備管理者研修受講率の引き上げ、事故の再発防止策の徹底のため、整備管理者研修を充実。 | 1~2年以内 | ○ |  |  | 【国土交通省】<br>次のとおり処分基準を改正(平成21年10月1日施行) (別添:資料14)<br>○点検整備未実施等に対する処分基準を強化(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)。<br>・日常点検の未実施<br>初違反勧告～3日×違反台数<br>→ 警告～5日×違反台数<br>再違反 3日～9日×違反台数<br>→ 5日～15日×違反台数<br>・定期点検整備の未実施<br>初違反警告～5日×違反台数<br>→ 警告～10日×違反台数<br>再違反 5日～15日×違反台数<br>→ 5日～30日×違反台数<br>・点検整備記録の改ざん・不実記載<br>初違反 3日～5日×違反台数<br>→ 5日～10日×違反台数<br>再違反 9日～15日×違反台数<br>→ 15日～30日×違反台数<br>○整備管理者研修未受講に対する行政処分基準の強化(旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)。<br>初違反 警告～10日車<br>→ 10日車～20日車<br>再違反20日車～30日車<br>→ 30日車～60日車<br>なお、整備管理者研修の充実については引き続き検討中。 | (2)       |
|  | 【国土交通省】<br>点検整備実施率の向上のため、処分基準を強化。   |        |   |  |  | 年内   | ◎         |
| 9. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備<br><br>(1)タクシー事業 | 【国土交通省】<br>事業者や運転者の安全性、サービス水準等に関する評価制度(ランク制度)の導入・改善等、安全性も含めた事業者等の優劣が判別できるような方法について検討。                         | 21年度内  | ○ |  |  | 【国土交通省】<br>○利用者の選択性を高めるサービスのあり方等についての検討<br>・平成21年7月、「利用者によるタクシーの選択性の向上に関する検討委員会」を設置し、利用者の選択性を高めるサービスのあり方等についての検討を開始<br>・平成22年2月、「利用者によるタクシーの選択性の向上に関する検討委員会」において報告書を取りまとめ。 (別添:資料18)   | 9.<br>(1) |
|  | 【国土交通省、タクシーセンター】<br>事業者や運転者ごとの事故率などのデータを活用して、安全性に問題のある事業者や運転者について、タクシーセンターで整備している乗り場や駅構内施設等への入構を制限することについて検討。 | 21年度内  | ○ |  |  | 【東京タクシーセンター】<br>○優良タクシー乗り場の新設<br>・既設の新橋駅東口タクシー乗り場に加え、平成21年8月より東京駅丸の内北口前タクシー乗り場、新宿駅西口地下タクシー乗り場(いずれも駅構内)を優良タクシー乗り場として新設。   |           |
|  | 【国土交通省】<br>苦情への対応に関する情報の開示及び行政処分に関する情報開示のさらなる充実。  | 21年度内  | ○ |  |  | ・さらに、平成21年11月には、利用者の利便に配慮した乗り場配置と不正客待ち待機タクシーの整理を目的とした銀座タクシー乗車禁止地区内タクシー乗り場の見直しにより、同地区内タクシー乗り場の内2箇所(4号及び11号)を優良タクシー乗り場として新設。 (別添:資料19)   |           |
| (2)貸切バス事業  | 【国土交通省】<br>「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会」の報告(20年度内とりまとめ)を踏まえ、貸切バス事業者に係る評価を公表する制度を整備。                              | 22年度早期 | ○ |  |  | 【(社)日本バス協会】<br>○貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度における詳細設計検討委員会を設置し、第1回を平成21年11月13日、第2回を平成22年3月2日に開催し、評価・認定基準及び活用・周知・公表について具体的に検討しているところ。<br>○平成22年度中に同制度を創設できるよう、評価・認定委員会(仮称)を設置するなど所存の準備を行う予定。  | (2)       |

|               |  |    |  |  |  |  |   |  |     |
|---------------|--|----|--|--|--|--|---|--|-----|
| 10. 道路交通環境の改善 | <p><b>【国土交通省・警察庁】</b></p> <p>事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等。</p> <p>通学路における歩道の整備やカラー舗装、防護柵の設置等。</p> <p>生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのクランクやハンプ等の整備による、歩行者等の安心・安全の確保。</p> <p>防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施。</p> <p>等</p> | 継続 |  |  |  |  | ◎ | <p><b>【国土交通省・警察庁】</b></p> <p>○平成21年3月に事故の発生割合が高い3,396区間を「事故危険箇所」に指定し、交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等を重点的に実施。</p> <p>○平成21年3月に指定した通学路における歩道の整備やカラー舗装、防護柵の設置等を推進。</p> <p>○平成21年3月に生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い582地区を「あんしん歩行エリア」に指定し、外周の幹線道路対策、経路対策、ゾーン対策等の実施により、歩行者等の安心・安全を確保。</p> <p>○道路反射鏡の点検・再調整に係る技術資料(案)を作成。平成22年度からの点検・再調整の試行の実施に向け準備中。</p> <p>(別添:資料20)</p> | 10. |
|---------------|--|----|--|--|--|--|---|--|-----|